

## 広島県社会福祉審議会運営規程の一部改正について

## 1 改正理由

本審議会内に設置していた「児童福祉専門分科会」・「児童支援部会」については、その機能を『子ども・子育て審議会』へ移行することとなったため、令和３年度の本審議会において、同分科会等を解消する運営規定の改正を行いました。

同分科会等の所掌には、知的障害者の福祉に関する諮問・答申が含まれていることから、今回の機能移管により、併せて審議から外れることとなりました。

このことを鑑み、令和３年度の本審議会において、全ての障害者の福祉に関する諮問・答申ができるように見直してはどうかとの意見をいただいたところです。

他方、社会福祉法第11条の1の規定により、本審議会には「身体障害者福祉専門分科会」があることから、同分科会において、障害者の福祉に関する審議等の機能を付加することが適当であると考えますが、その名称は、同法に明示された名称であることから、変更することが難しい状況にあります。

このため、同分科会において、子ども・子育て審議会の所掌を除く全ての障害者の福祉に関する諮問・答申を行えるよう、その分掌について所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容（新旧対照表・案）

改正前	改正後（案）
身体障害者福祉専門分科会 ・身体障害者の福祉に関する知事の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申（身体障害者福祉専門分科会審査部会の分掌を除く。）（社会福祉法第7条第1項及び第2項関係）	身体障害者福祉専門分科会 ・ <u>身体</u> 障害者の福祉に関する知事の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申（身体障害者福祉専門分科会審査部会、 <u>子ども・子育て審議会支援部会及び子ども・子育て審議会処遇審査部会</u> の分掌を除く。）（社会福祉法第7条第1項及び第2項関係）

## 3 議決事項

広島県社会福祉審議会運営規程のうち身体障害者福祉専門分科会の分掌を一部変更することについて、別紙「書面議決書」により、回答をお願いいたします。

## 【根拠】

○社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）

第11条の1 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。